

第 1 編 総則

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めてこれにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

よって、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 木津川市の区域に係る防災に関し、市及び市の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び木津川市の概況と災害の記録
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2章 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害による人的被害、経済的被害を軽減するための備えをより一層充実して、その実践を促進する市民運動を展開して、災害に強い市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、防災施設・設備整備(ハード)と情報・教育・啓発・訓練(ソフト)の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限に止めるよう努める。
- 3 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 平成23年東日本大震災及び平成28年熊本地震を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

第3章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、木津川市防災会議（以下「市防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第4章 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 府 | 京都府 |
| 4 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| 5 市防災計画 | 木津川市地域防災計画 |
| 6 災害対策本部 | 木津川市災害対策本部 |
| 7 災害支援対策本部 | 木津川市災害支援対策本部 |
| 8 消防本部 | 相楽中部消防組合消防本部 |

第5章 計画の周知徹底

この計画は、市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において日頃から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画は必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

第6章 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

【資料編 I-1 「連絡先一覧」参照】

第1節 木津川市

- 1 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
- 2 地震対策計画の作成
- 3 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 4 地震防災に関する組織の整備
- 5 地震防災のための施設の整備
- 6 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- 7 災害に関する予警報の連絡
- 8 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- 9 地震情報の収集と伝達
- 10 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 11 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- 12 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等
- 13 災害の防除と拡大の防止
- 14 水防、その他の応急措置
- 15 被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という）に対する防災上必要な措置
- 16 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- 17 被災企業等に対する融資等の対策
- 18 被災した市施設の応急対策
- 19 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 20 災害時における文教対策
- 21 災害対策要員等の動員
- 22 災害時における交通、輸送の確保
- 23 被災施設の復旧
- 24 り災証明の発行
- 25 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 26 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2節 京都府

- 1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- 2 防災に関する施設、組織の整備
- 3 災害に関する予警報の連絡
- 4 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する適確な情報提供
- 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- 6 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- 7 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- 8 災害の防除と拡大の防止
- 9 救助、防疫等被災者の救助保護及び要配慮者に対する防災上必要な措置
- 10 応急対策及び復旧資材等の確保
- 11 被災企業等に対する融資等の対策
- 12 被災府営施設の応急対策
- 13 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- 14 災害時における文教対策
- 15 災害時における公安の維持
- 16 災害対策要員の動員
- 17 災害時における交通、輸送の確保
- 18 被災施設の復旧
- 19 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- 20 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3節 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局
 - (1) 管区内警察の指導調整に関する事
 - (2) 他管区警察局との連携に関する事
 - (3) 関係機関との協力に関する事
 - (4) 情報の収集及び連絡に関する事
 - (5) 警察通信の運用に関する事
- 2 近畿財務局
 - (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (2) 地方公共団体に対する災害融資
 - (3) 国有財産の無償貸付等

(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

(1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成

(2) 農業関係被害状況の収集報告

(3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導

(4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導

(5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧

(6) 土地改良機械の緊急貸付け

(7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策

(8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備

(2) 国有林における予防治山施設による災害予防

(3) 国有林における荒廃地の復旧

(4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

(1) 災害時における物資の供給及び物価の安定

(2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資の斡旋

(3) 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保

(2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

(3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整

(4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請

(5) 特に必要があると認める場合の輸送命令

(6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

(3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

(4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 10 大阪航空局大阪空港事務所
 - (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
 - (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 国土地理院近畿地方測量部
 - (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
 - (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- 12 大阪管区气象台（京都地方气象台）
 - (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 13 近畿総合通信局
 - (1) 電波及び有線電気通信の監理
 - (2) 非常時における重要通信の確保
 - (3) 非常通信協議会の育成指導
 - (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
 - (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
 - (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- 14 京都労働局
 - (1) 産業災害予防対策
 - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
 - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
- 15 近畿地方環境事務所
 - (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物発生量の情報収集及び災害査定に関すること
 - (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- 16 近畿中部防衛局
 - (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
 - (2) 自衛隊の災害派遣において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な機関との連絡調整の協力に関すること

第4節 自衛隊

1 要請による災害派遣活動

第5節 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 KDD I株式会社（関西総支社）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

3 株式会社NTTドコモ関西

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

4 NTTコミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

5 ソフトバンク株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 6 楽天モバイル株式会社
- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- 7 日本赤十字社（京都府支部）
- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、大阪支社）
- (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 日本放送協会（NHK京都放送局）
- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 10 関西電力株式会社
- (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 11 関西電力送配電株式会社
- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 12 日本銀行（京都支店）
- (1) 通貨の円滑な供給の確保
 - (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 13 西日本高速道路株式会社
- (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 14 日本通運株式会社（京都支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 15 大阪ガス株式会社（北東部導管部）
 - (1) ガス施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 16 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）
 - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局の窓口業務の維持
- 17 独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 18 福山通運株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 19 佐川急便株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 20 ヤマト運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 21 西濃運輸株式会社
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

第6節 京都府警察（木津警察署）

- 1 災害に関する情報収集及び広報
- 2 被災者の救出救助及び避難措置
- 3 被災地及び避難所における犯罪の予防検挙
- 4 被災地及びその周辺の交通規制
- 5 危険物の保安措置

第7節 相楽中部消防組合消防本部

- 1 消防施設・消防体制の整備
 - (1) 消防本部・署の移転（洪水浸水想定区域外への移転）
 - (2) 出張所の集約・整備
 - (3) 緊急消防援助隊等の受援拠点整備
- 2 救急及び救助施設・体制の整備
- 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督

- 4 災害に関する情報収集及び広報
- 5 防災知識の啓発
- 6 負傷者等の救急・救助活動
- 7 火災発生時の消火活動
- 8 水防活動の協力・援助
- 9 被災者の援助・救援
- 10 被害に関する通信連絡及び調査
- 11 火災のり災証明の発行

第8節 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 株式会社エフエム京都
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 4 関西鉄道協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 5 近畿日本鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 6 一般社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 7 一般社団法人京都府トラック協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 8 一般社団法人京都府L Pガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 9 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策

- 10 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 11 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検死、身元確認及び処理に関する協力

第9節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 土地改良区
 - (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
 - (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - (3) たん水の防排除施設の整備と運用
- 2 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（京都やましる農業協同組合、山城町森林組合、木津川漁業協同組合）
 - (1) 共同利用施設等の災害応急対策及び復旧
 - (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
 - (3) 生産資材等の確保又は斡旋
- 3 商工会
 - (1) 災害時における物価安定についての協力
 - (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- 4 行政地域
 - (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
 - (2) 地域内に発生した事項についての応急措置
 - (3) 各種機関に対する協力
- 5 建設業協会
 - (1) 災害時における土砂障害物の撤去等の応急措置に対する協力
- 6 都市再生機構西日本支社（関西文化学術研究都市事業本部）
 - (1) 開発地域の防災対策と応急復旧
- 7 報道機関
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 8 一般社団法人相楽医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 京都府医師会との連絡調整
- 9 病院等経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練

- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 10 木津川市社会福祉協議会
 - (1) 災害時における福祉対策
 - (2) ボランティアの防災活動支援
 - (3) 京都府社会福祉協議会との連絡調整
- 11 社会福祉施設
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- 12 金融機関
 - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 13 液化石油ガス等取扱機関
 - (1) 液化石油ガス等の防災管理
 - (2) 災害時における液化石油ガス等の供給
- 14 危険物施設の管理者
 - (1) 災害時における危険物等の保安措置
- 15 学校法人
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における応急教育対策
 - (3) 被災施設の復旧
- 16 自動車運送機関（近鉄バス株式会社、京阪バス株式会社、奈良交通株式会社、西日本JRバス株式会社、株式会社ウィング）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- 17 相楽広域行政組合
 - (1) 災害時におけるし尿処理の実施

第8章 木津川市の概況と災害の記録

第1節 自然的条件

第1 位置

本市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、京都・大阪の中心部から30km圏内にある。経度及び緯度は次のとおりである。

東 経	135 度 49 分	(木津川市役所位置)
北 緯	34 度 44 分	

第2 地勢

本市は、東は和束町、笠置町、西は精華町、南は奈良市、北は井手町に接し、東西約13.5km、南北約11.8km、面積は85.13km²である。

本市及び周辺地域では、3世紀ごろから木津川が交通路として利用され、淀川を通り大和と瀬戸内を結ぶ航路の起点であった。奈良時代には、木津が平城京や京内寺院などの建設用木材の陸揚げ港として栄え、「木津」という地名は、それが由来となっている。

天平12年（西暦740年）12月には、聖武天皇が平城京から現在の加茂町に中枢部を置く恭仁京に都を遷し、足かけ5年にわたって日本の首都となった。

その後、この地域は奈良や京都、伊勢、伊賀を結ぶ交通の要衝として発展するとともに、宇治茶やタケノコの主産地としての名声を高め、優良な農業地域として栄えた。

江戸時代には、木津川の治水事業や農地の拡大などが進められ、集落が発展し、現在のまちの姿に近いものとなり、明治時代になると、鉄道や道路の交通網の整備が進められ、木津川の水運としての役割は小さくなった。

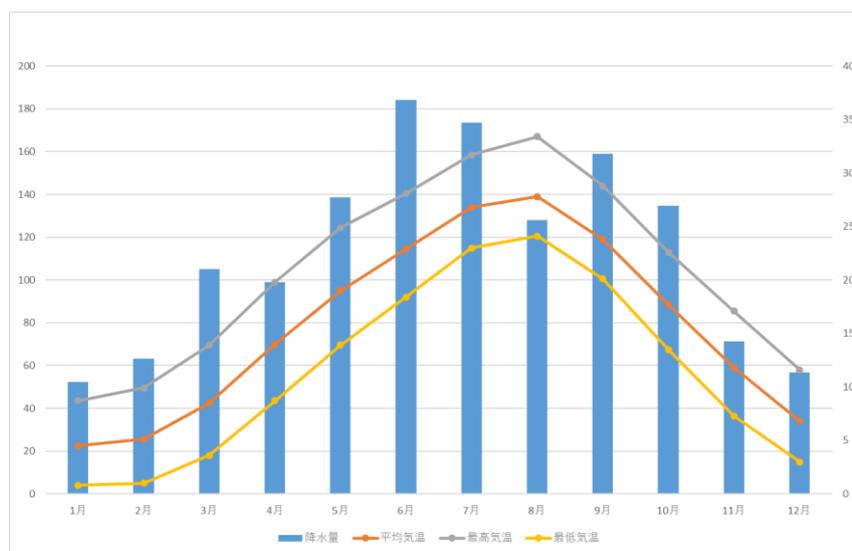
昭和26年に旧木津町と旧加茂町が合併前までのかたちとなり、昭和31年には旧山城町が誕生した。

また、木津地域では、昭和60年代以降、関西文化学術研究都市の建設が進められ、先進的な研究施設が立地するとともに、質の高い都市空間が整備され、京都、大阪、奈良のベッドタウンとして人口が急増してきた。

第3 気候

本市の気候は、瀬戸内海型気候の特徴を有し、四季を通じて穏やかな気候であるが、盆地型地形のため、寒暖の差が大きいという特徴も併せ持っている。

降水量は、年間1,500mm程度で、比較的少ないが、夏期に雷雨が発生しやすく、局地的な集中豪雨に見舞われることがある。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量	52.4	63.1	105.1	98.9	138.5	184.1	173.5	127.9	159.0	134.7	71.2	56.8
平均気温	4.5	5.1	8.5	14.0	19.0	22.9	26.8	27.8	23.8	17.7	11.8	6.8
最高気温	8.7	9.9	13.9	19.8	24.9	28.1	31.7	33.4	28.8	22.6	17.1	11.6
最低気温	0.8	1.0	3.6	8.7	13.9	18.4	23.0	24.1	20.1	13.5	7.3	3.0

気象概況（降水量及び気温の平年値（1991～2020年）：資料：気象庁）

※観測地：奈良地方気象台（奈良：北緯34度40.4分 東経135度50.2分）

第4 地形、地質

本市の地形は、市の中央を流下する木津川を境に南北に二分される。北部には醍醐山地に属する三上山（473m）・北山（487m）があり200m～400mの山が東西に連なっており、比較的急峻な山地地形が認められ、その南西部は木津川に向かって水田と集落が発達した平地となっている。また、木津川より南部ほぼ中央に大野山（200m）があり東西を二分しており、大野山より東側は水田と集落が発達した平坦な地形が認められ、西側は木津川とその支川で形成された低地と、低地の縁に分布する台地・段丘地形及び山地・丘陵地形である。低地は、農地・集落、自然堤防上の集落・市街地という土地利用であり、市城南西部の台地・段丘及び丘陵部では、住宅開発が進んでいる。

本市の山地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）で構成され、丘陵地は、領家深成岩類（花崗岩質岩石）、領家変成岩類（ホルンフェルス、片麻岩）、礫・砂・泥による半固結堆積物で構成されている。木津川沿いの低地は、礫・砂による未固結堆積物により構成されている。

地目別土地面積 (ha)

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	評価総地積
H31	1,009.3	663.3	873.3	4.4	1,634.5	88.8	347.7	4,621.3
R2	1,005.0	663.8	874.6	4.4	1,634.7	89.1	347.6	4,619.2

※非課税地を除く

H31・R2 総務部税務課

【資料編 I-2「地形、地質」参照】

第2節 社会的条件

第1 人口

本市の人口及び世帯数は、令和2年国勢調査でそれぞれ77,907人及び29,762世帯で、人口、世帯数ともに増加傾向にある。これは、関西文化学術研究都市の進展とともに京都、奈良、大阪方面に通勤・通学する多くの転入者を迎え入れているためと考えられる。

また、核家族化や世帯分離が進み、1世帯当たり人口は2.6人で減少傾向にある。

人口・世帯数の推移

年次	人口	世帯数	1世帯当たり人口	人口密度 (1k㎡当たり)
H2	49,532	13,575	3.6	581.9
H7	52,436	15,160	3.5	616.0
H12	58,809	18,570	3.2	690.9
H17	63,649	21,426	3.0	747.8
H22	69,761	24,393	2.9	819.6
H27	72,840	26,656	2.7	855.7
R2	77,907	29,762	2.6	

H2～R2 国勢調査結果

第2 産業

1 農業

農業は、高齢化の進行と後継者不足など農業を取り巻く環境が変化し、農家数、経営耕地面積ともに減少している。

耕地面積及び農家数の推移

年次	田	畑	樹園地	計	総農家数
S60	913ha	184ha	252ha	1,348ha	2,315戸
H2	865	201	217	1,282	2,045
H7	778	175	212	1,165	1,881
H12	712	157	173	1,041	1,725
H17	546	127	136	809	1,623
H22	532	119	143	794	1,542
H27	466	130	149	746	1,342

農林業センサス

2 林業

林業は、木材需要の低迷や高齢化による労働力の不足により後退してきている。また、この影響で森林環境も悪化する傾向にある。林野面積は減少を続けている。

所有形態別森林面積

年次	区 分				林野率
	林野面積合計	国有林	公有林	私有林	
H12	3,586ha	161ha	472ha	2,953ha	42.1%
H17	3,633	226	472	2,935	42.6
H22	3,476	162	541	2,773	40.8
H27	3,273	158	473	2,574	38.4

農林業センサス

3 工業

工業は、近年、事業所数、従業者数、製造品出荷額はともに減少傾向である。

工業の状況

年次	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
H12	187	1,715	3,300,150
H15	163	1,319	2,420,306
H17	152	1,497	3,387,165
H20	87	1,306	3,803,198
H22	72	976	2,841,674
H25	61	920	2,737,249
H30	56	1,285	4,531,107
R1	53	1,219	4,343,210

工業統計調査

4 商業

商業は、その間の増減はあるものの、事業所・商店数、従業者数は増加傾向に転じ、年間販売額は過去最高額である。

商業の状況
(卸売業・小売業)

年次	事業所・商店数	従業者数(人)	年間販売額(万円)
H9	549	1,822	3,730,511
H11	569	2,721	4,592,709
H14	483	3,128	5,124,864
H16	500	3,352	5,726,214
H19	491	4,271	4,161,700
H26	379	3,152	6,298,600
H28	381	3,370	7,217,000

商業統計調査

第3 道路

1 道路

道路は、国道24号が本市の南北、国道163号が東西に通っており、それぞれ本市と京都・奈良・三重方面を連携する広域幹線道路として位置付けられている。

平成29年に、城陽市内の新名神高速道路の開通により、京奈道路と京都縦貫道が高速自動車道で全通、また、国道163号木津東バイパスが開通されたことにより、京都府北部と木津川市間の南北の交通、さらに大阪～和歌山への移動も大幅な時間短縮が図られている。また、木津川市内の国道24号の拡幅工事も進められており、交通混雑の緩和と、関西文化学術研究都市間のアクセスの向上が図られている。

区分	路線番号	路線名	備考
一般国道	24	国道24号	京都市下京区～和歌山市
	163	国道163号	大阪府大阪市～三重県津市
	24	京奈道路（京奈和自動車道）	京都府城陽市～木津川市
主要地方道 （府道）	5	木津信楽線	木津川市木津～滋賀県甲賀市信楽町中野
	22	八幡木津線	京都府八幡市御幸橋南詰～木津川市相楽台
	44	奈良加茂線	奈良県奈良市法華寺町東交点～京都府木津川市加茂町岡崎
	47	天理加茂木津線	奈良県天理市福住町～京都府木津川市木津
	70	上狛城陽線	京都府木津川市山城町上狛交点～京都府城陽市長池
	71	枚方山城線	大阪府枚方市大字尊延寺～京都府木津川市山城町平尾
一般府道	324	木津加茂線	京都府木津川市鹿背山～木津川市加茂町大野
	326	けいはんな記念公園木津線	京都府相楽郡精華町精華台～木津川市吐師
	327	相楽台相楽線	京都府木津川市相楽台～木津川市相楽
	328	相楽台桜が丘線	京都府木津川市相楽台～相楽郡精華町桜が丘
	751	木津平城線	木津川市川久保交点～奈良県奈良市佐紀町交点
	752	高田東鳴川線	京都府木津川市加茂町高田～奈良県奈良市中ノ川交点
	754	木津横田線	木津川市木津奈良道交点～奈良県大和郡山市横田町北交点

2 鉄道

鉄道交通はJR木津駅を分岐点として、南東へ関西本線（大和路線）、北へ奈良線、西へは片町線（学研都市線）のJR三線がのびている。また、市の西部を近鉄京都線が通っており鉄道網は発達している。このため京都市へは約40分、奈良市へは約10分、大阪市へは約50分で到達することができる。

第3節 木津川市における過去の災害状況

本市が受けた大きな災害としては、昭和28年8月15日の南山城水害が挙げられる。また、同年の9月には台風13号により、さらなる被害を受けた。次表のとおり、加茂地域、山城地域の山間部で大きな人的被害が発生している。

過去の大災害の記録

発生年月日	名称	災害の概要		
		木津地域	加茂地域	山城地域
昭和28.8.15	南山城水害	<ul style="list-style-type: none"> 田の冠水324町歩、畑の冠水78町歩、橋梁流失1、人的被害なし、住宅被害なし 被害は木津川右岸に集中し、木津地域は木津川左岸に位置するため大きな被害はまぬがれた 	<ul style="list-style-type: none"> この豪雨は京都府南部、滋賀県東南部、三重県北西部の山間部にはのみ降り、その他の地域にはほとんど降っていないのが特徴の局地的豪雨。加茂域でも150ミリ前後の雨量 木津川右岸における支流の被害が大きく、和束川の増水が著しく、奥畑、井平尾地区の被害が大 全壊家屋5戸、半壊家屋13戸、床上浸水43戸、床下浸水189戸、流失8戸、その他田畑の被害大 	<ul style="list-style-type: none"> 山城町は集落域へ流下してくる河川の上流一帯が集中豪雨の中心地域に近い山中であった 被害は河岸よりも山側に大きかった 強雨が局地的であったため、山間支谷の河川の流量は著しく増大したものの、木津川本流では大増水には至らなかった 死者31人、流失家屋21戸、全壊家屋38戸、半壊家屋81戸、床上浸水83戸 渋川、天神川、不動川、鳴子川、谷川で堤防決壊 山間部では最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹がいたるところで崩壊し、土石流となって流下 不動川でデレーケの石積み堰堤が半壊 不動川の下を通過している国鉄奈良線のトンネル部分で、川床が抜け落ちる
昭和28.9.25	台風13号	<ul style="list-style-type: none"> 農地流失3町2反、農地埋没4町8反、稲倒伏田185町8反、田冠水77町6反、田浸水79町8反に及び、農地の被害面積が351町9反に達した 	<ul style="list-style-type: none"> 8月災（南山城水害）は南山城という限定された地域の災害であったのに対し、9月災（台風13号）は広域な地域の災害 8月災の直後のため、河川の応急工事箇所が再決壊 全壊家屋2戸、半壊家屋12戸、床上浸水40戸、床下浸水141戸、その他田畑の被害あり 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府下全域に災害救助法が適用 降水量及び降雨地域はともに非常に大きく、降水量は府南部で200ミリメートル、北部で500ミリメートル 雨台風であり、強風を伴わず 南山城地方は、降雨量は中部、北部に較べるとかなり少なかったが、河川の多くは8月の南山城水害で堤防が破堤しており、未修復であったため、降水量の割には浸水を主とする大きな被害がでた 天神川が8月の南山城水害に続き再決壊 山間部の神童子地区では山崩れ多発し、死者1名、重傷者5名、全壊家屋4戸、半壊家屋13戸

・出典：旧3町地域防災計画 及び 旧3町の町史

本市における過去の災害状況を総括的にみると、木津川左岸に位置する木津地域では、地形的に水害を受けやすいはん濫源が広がっていることや、木津川の支流の多くが天井川であることなどから、農地の冠水や低地の住宅の浸水被害が見られる。

木津川右岸・左岸にまたがる加茂地域では、木津川右岸で山地から木津川までの距離が大変短く、しかも山が急であることによる山林からの土砂流出や、木津川左岸の低地で排水不良による内水被害の発生が見られる。

木津川右岸に位置する山城地域では、木津川の支流の多くが天井川であること、また、最上流域にある三上山周辺の花崗岩からなる山腹が崩壊し、土石流となって流下するなど、浸水被害及び土砂災害による被害が見られる。

本市は、木津川右岸と左岸に二分されるため、南山城水害時のように、右岸と左岸で被害の形態が異なる。

また、木津川の増水時、支流への逆流防止のため、樋門が設置されており、閉鎖時の降雨量により、浸水被害の発生がみられる。

近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対し河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策が重要である。

【資料編 I-3「災害履歴」参照】

第9章 地震被害の想定

第1節 既往地震

木津川市周辺で発生した過去の主な地震災害は別表のとおりであるが、木津川市においては大きな被害は記録されていない。しかしながら、中には相当な被害があったと推定できるものもあり、今後も警戒が必要であり、特に地盤の弱いところについては建物倒壊等被害が集中するので注意が必要である。

マグニチュード6以上の木津川市周辺の被害地震一覧

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
599			7.0	大和	倒壊家屋を生じた。
734				畿内・七道諸国	家屋倒壊、圧死多数。山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数。
827	35° 00'	135° 75'	6.5～7.0	京都	家屋倒壊多数。1年近く余震続く。
856			6.0～6.5	京都	京都及びその南方で家屋破潰し、仏塔傾く。
881			6.4	京都	家屋等の頽損多数。
887	33° 00'	135° 00'	8.0～8.5	五畿七道	京都で家屋倒壊、圧死多数。沿岸で津波による溺死多数。
890			6.0	京都	家屋傾き、倒壊寸前のものあり。
934			6.0	京都	午刻に地震2回。築垣多く転倒。
938	35° 00'	135° 80'	7.0	京都・紀伊	京都で家屋・築垣・仏塔倒壊多数、死者4名。余震極めて多し。
976	34° 90'	135° 80'	6.7	山城・近江	家屋・仏寺等倒壊多数、死者50名以上。余震多し。
1070	34° 80'	135° 80'	6.0～6.5	山城・大和	東大寺の巨鐘落ちる。京都では築垣破損。
1093			6.0～6.3	京都	ところどころの塔破損。
1185	35° 00'	135° 80'	7.4	近江・山城・大和	京都で家屋・仏寺・築垣等倒壊多数。死者多く、宇治橋落つ。
1317	35° 00'	135° 80'	6.5～7.0	京都	家屋多数倒壊、死者5名。余震多し。
1350	35° 00'	135° 80'	6.0	京都	祇園社石塔の九輪が落ち砕けた。
1425	35° 00'	135° 80'	6.0	京都	築垣多く崩れる。
1449	35° 00'	135° 75'	6.0弱～6.5	山城・大和	洛中の堂塔、築地の被害多数。東山・西山で地裂け、若狭街道で山崩れ、人馬多く死す。

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
1494	34° 60'	135° 70'	6.0	奈良	仏寺・家屋多数破損。余震多し。
1510	34° 60'	135° 60'	6.5～7.0	摂津・河内	仏寺倒壊・破損、大阪で潰死者あり。
1579	34° 70'	135° 50'	6.0前後	摂津	四天王寺の鳥居崩れ、家屋破損少々。
1596	34° 65'	135° 60'	7.5前後	京都及び畿内	家屋・仏寺多数倒壊、死者総数1500余名。余震多し。
1662	35° 20'	135° 95'	7.0強～7.6	山城・大和・大阪・近江等	家屋倒壊約4500、死者880余名。特に比良岳付近の被害甚大。山崩れ、地盤沈下等あり。余震極めて多し。
1665			6.0	京都	二条城の石垣崩れ、殿舎少々破損。
1707	33° 20'	135° 95'	8.4	五畿七道	宝永地震。被害は関東・北陸から九州に至り、東海道・伊勢湾・紀伊半島で最も甚大。沿岸部では津波による被害も甚大。全体で死者5000余名、流失家屋約1.8万、倒壊家屋約5.9万、半壊・破損家屋4.3万等。
1751	35° 00'	135° 80'	5.5～6.0	京都	社寺の築地・家屋破損等。余震多し。
1819	35° 20'	136° 30'	7.0強	伊勢・美濃・近江	家屋全半壊多数、圧死者70名以上。
1830	35° 10'	135° 60'	6.5前後	京都及び隣国	烈震地域は京都市内のみ。土蔵破損多数、家屋倒壊は比較的少なく、壁・瓦・庇の落下多数。宇治橋半ば落つ。京都での死者280名、負傷者1300名。余震極めて多し。
1854	34° 75'	136° 00'	7.0強	伊賀・伊勢・大和及び隣国	全体で家屋全半壊約16000、蔵・寺社も被害多数。死者約1300名、負傷者約1700名。特に伊賀で被害甚大。(木津川断層帯で発生したと考えられている。)
1854	34° 00'	137° 80'	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震。被害は関東から近畿に及び、沼津から伊勢湾にかけての海岸で特に甚大。全体で家屋倒壊・焼失約3万、死者2000～3000名。
1854	33° 00'	135° 00'	8.4	畿内・東海・南海・山陰・山陽道等	安政南海地震。前項の地震の32時間後に発生。被害区域は中部から九州。和歌山領で家屋潰・破損1万8千余、流失約8500、流死約700名等。
1891	35° 60'	136° 60'	8.0	愛知県・岐阜県	濃尾地震。被害は美濃・尾張地方を中心に中部・北陸・東海・近畿に至る。家屋全壊14万2千余、半壊8万余、死者約7300名、負傷者17000余名。余震極めて多し。
1899	34° 10'	136° 10'	7.0	紀伊半島南東部	奈良・三重・和歌山に被害。三重県木ノ本・尾鷲では、家屋全半壊75、死者7名、負傷者62名。

西暦	北緯	東経	M マグニチュード	地域	被害
1916	34° 60'	135° 00'	6.1	神戸	死傷者6名。神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊3、破損数十。
1936	34° 58'	135° 72'	6.4	大和・河内	河内大和地震。全壊家屋は少なかったが、死者9名、負傷者59名。
1952	34° 45'	135° 78'	6.8	奈良県中部	吉野地震。大阪府・京都府・滋賀県を中心に、家屋全壊20、半壊26、破損278、死者9名、負傷者136名。
1995	34° 36'	135° 02'	7.3	兵庫県南東沿岸	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災。家屋全壊10万余、半壊10万8千余、死者5502名、負傷者41527名。神戸市・淡路島北部・阪神地域で被害甚大。地震後の火災で被害が拡大した。高速道や鉄道高架の崩壊、埋立地の液化化なども起こる。電気・ガス、通信、上下水道等の供給処理施設が大きな被害を受け、復旧に長期間を要した。
2001	35° 2'	135° 7'	5.4	京都府南部	京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、京都市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。
2004	33° 0'	136° 8'	7.1	紀伊半島沖・東海道沖（前震）	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。
2004	33° 1'	137° 1'	7.4	紀伊半島沖・東海道沖（本震）	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。加茂町で重傷者1名の被害があった他、府内では住家一部破損が1棟あった。
2018	34° 44'	135° 37'	6.1	大阪府北部	大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱、京都市、八幡市、久御山町など18の市区町村で5強、宇治市、城陽市、京田辺市、井手町、精華町で5弱、木津川市は震度4を観測した。石川、福井、長野、鳥取、島根、愛媛、徳島、広島、香川各県で震度3を観測した。市内で人的被害はないが、教育施設・文化財等で破損被害あり。

* 宇佐見龍夫著『新編 日本被害地震総覧 [増補改訂版 416-1995]』、『平成9年版理科年表』に一部加筆

第2節 地震被害の履歴と、木津川市周辺の活断層の分布

京都近辺の地震活動の特徴は、以下のようにされている。

京都近辺の地震活動の特徴

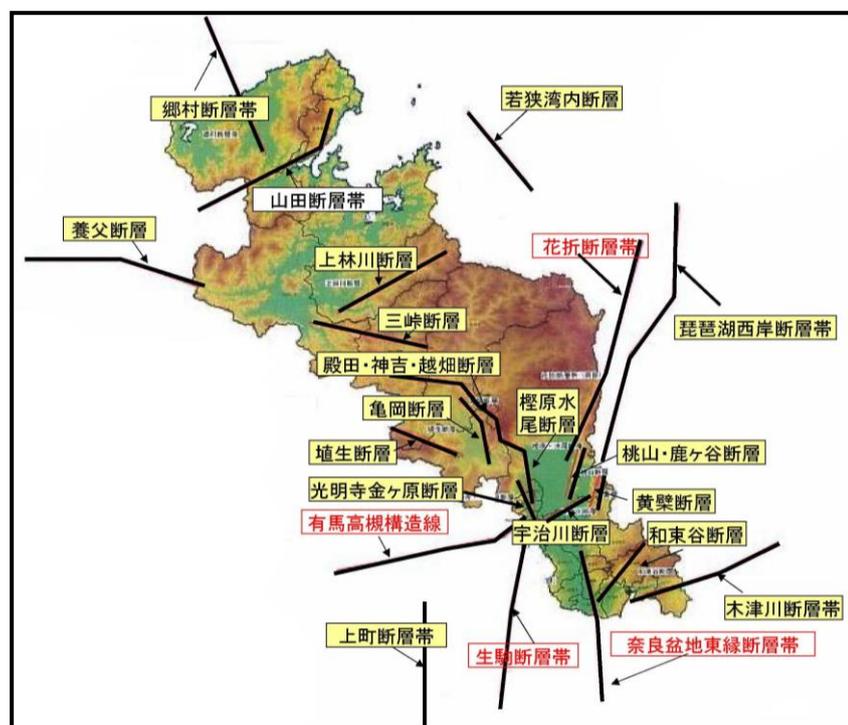
- (1) 京阪神地域は活断層の密集している地域の一部であり、資料の分析から、活断層の分布に対応していない陸の浅い地震の発生頻度が高い地域であるが、京都府域は特に地震の発生頻度の高い地域である。
- (2) 南海トラフの巨大地震は、約90～150年ごとに繰り返し発生し、京都府域に影響を与える。この地震による揺れは最大予想震度6強であり、次の南海トラフの巨大地震は2040年頃と予測される。
- (3) この地域の活断層の地震活動には活動期と静穏期があり、平均的には南海トラフの巨大地震の約60年前から約10年後までが活動期である。
- (4) それぞれの活動期において、南海トラフの巨大地震は必ず起こり、活断層帯の地震は最近数百年の歴史地震に活動した活断層帯と異なる活断層帯に発生する。
したがって、後者の場合、同じ場所での揺れ方は過去の事例と大きく異なる可能性が強い。このような地震が起こると、震源断層付近には震度6以上の揺れがあり、広域にわたって規模の大きな災害が発生する。
- (5) 地震の規模別頻度分布は、一般的に小さい地震ほど数が多いという性格がある。京都府域の活断層帯にはM6クラスの地震も多い。これらは、活断層帯の大規模な地震の余震であるか、長期の前駆的活動である場合が多いが、その他にも時空間的に散在して分布する。M6クラスの地震であっても、震源付近では、局所的な被害をもたらすことがある。
- (6) 京都府内にあり、既に存在が知られ、活断層であることが明らかな花折断層系、西山断層系、三峠断層系、黄檗断層系が震源となった地震は、発掘調査や資料からはまだ明瞭に確認されていない。
(出典：京都府地震被害想定調査報告書—平成19年3月—京都府。原典は、「京都と周辺地域の地震活動の特性—1996年—尾池和夫」)

今後も地震を伴う可能性が高い活断層として、次のような断層があるとされている。

京都府周辺の活断層

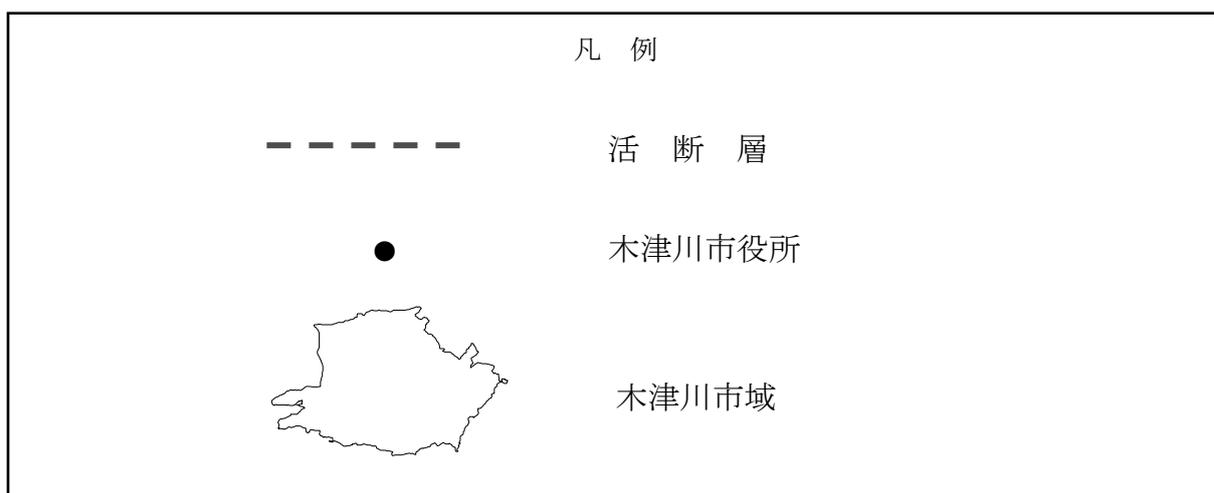
地震が想定される震源の断層名		断層の長さ km	想定される地震のマグニチュード M
花折断層帯	花折断層帯	46.5	7.5
	桃山-鹿ヶ谷	11	6.6
黄檗断層		10	6.5
奈良盆地	東縁断層帯	35	7.5
西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
	檜原-水尾断層	15	6.6
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
	光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
三峠断層		26	7.2
上林川断層		26	7.2
若狭湾内断層		18	6.9
山田断層帯		33	7.4
郷村断層帯		34	7.4
上町断層帯		42	7.5
生駒断層帯		38	7.5
琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	34	7.2
	宇治川断層	10	6.5
木津川断層帯		31	7.3
埴生断層		17	6.9
養父断層		35	7.4
和束谷断層		14	6.7
東南海・南海地震		—	8.5
南海トラフ地震		—	9.0

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）、内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）



京都府周辺の断層位置図

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）



木津川市周辺の活断層位置図

出典：「近畿の活断層 (財)東京大学出版会 2000年3月」よりトレース

第3節 震災による被害想定

本章第2に示した本市に被害が想定される活断層の活動による内陸性直下型の大規模地震については、「京都府地震被害想定調査結果（2008）」において、次のような震度予測と被害想定がなされている。

第1 建物被害

地震が想定される震源の断層名		木津川市における最大予測震度	建物数量 (棟)	建物被害		
				全壊 (棟)	半壊・一部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
花折断層帯	※花折断層帯	6弱	40,661	140	729	0
	桃山－鹿ヶ谷断層	5強		30	180	0
黄檗断層群		5強		60	380	0
奈良盆地東縁断層帯		7		12,040	8,310	3,120
西山断層帯	亀岡断層	5弱		0	20	0
	檜原－水尾断層	5強		80	560	0
	殿田－神吉－越畑断層	5強		140	890	0
	光明寺－金ヶ原断層	6弱		150	920	0
三峠断層		4		0	0	0
上林川断層		5弱		0	0	0
若狭湾内断層		5弱		0	0	0
山田断層帯		4		0	0	0
郷村断層帯		5弱		10	70	0
上町断層帯		6弱		540	2,320	130
生駒断層帯		7		6,410	7,870	1,400
琵琶湖西岸断層帯		6弱		310	1,510	40
有馬－高槻断層帯	有馬－高槻断層	6弱		1,140	3,620	300
	宇治川断層	5強		40	230	0
木津川断層帯		7		8,850	8,190	2,200
埴生断層		5強		90	650	0
養父断層		5弱		10	80	0
和束谷断層		7		3,420	5,600	780
東南海・南海地震		6弱	710	2,760	170	

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）
※花折断層帯：京都府地震被害想定調査結果（2024）

地震が想定される震源の断層名	木津川市における最大予測震度	建物数量 (棟)	建物被害		
			全壊 (棟)	半壊・一部損壊 (棟)	焼失建物 (棟)
南海トラフ地震	6強	—	720	—	20

出典：内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

第2 人的被害

地震が想定される震源の断層名		木津川市における最大予測震度	調査時人口(人)	人的被害		
				死者数(人)	要救助者数(人)	短期避難者数(人)
花折断層帯	※花折断層帯	6弱	63,600	3	11	209
	桃山－鹿カ谷断層	5強		0	0	270
黄檗断層		5強		0	0	540
奈良盆地東縁断層帯		7		470	2,240	29,720
西山断層帯	亀岡断層	5弱		0	0	30
	檜原－水尾断層	5強		0	10	860
	殿田－神吉－越畑断層	5強		0	10	1,340
	光明寺－金ヶ原断層	6弱		0	20	1,400
三峠断層		4		0	0	0
上林川断層		5弱		0	0	10
若狭湾内断層		5弱		0	0	0
山田断層帯		4		0	0	0
郷村断層帯		5弱		0	0	110
上町断層帯		6弱		10	80	3,880
生駒断層帯		7		270	1,240	20,620
琵琶湖西岸断層帯		6弱		0	30	2,330
有馬－高槻断層帯	有馬－高槻断層帯	6弱		30	180	6,240
	宇治川断層	5強		0	0	350
木津川断層帯		7		330	1,580	24,550
埴生断層		5強		0	10	960
養父断層		5弱		0	0	130
和束谷断層		7	110	520	11,370	
東南海・南海地震		6弱	10	110	4,790	

出典：京都府地震被害想定調査結果（2008）
※ 花折断層帯：京都府地震被害想定調査結果（2024）

地震が想定される震源の断層名	木津川市における最大予測震度	調査時人口(人)	人的被害		
			死者数(人)	要救助者数(人)	短期避難者数(人)
南海トラフ地震	6強	—	30	110	—

出典：内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

第3 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。木津川市において、液状化の発生の危険性がかなり高くなると予想される地震は次のとおりである。

- ・奈良盆地東縁断層帯地震
- ・和束谷断層地震
- ・木津川断層帯地震
- ・生駒断層帯地震